



佐賀県報公

年1月26日
平成19年
曜日
金

- がなされている者でないこと。
ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- エ 本業務の委託に係る入札参加資格確認申請提出書類の提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
オ 過去3年間にWebサイトの構築実績を有する者であること。

- (2) 共同企業体の場合の資格要件
ア すべての構成員により、以下の事項を規定した協定を締結していること。

IV 次回

(◎毎月定期的に発行するもの)

○1100ヤ青春・佐賀総体競技情報配信サイト構築業務委託に係る

| 般競争入札

(情報・業務部幹課)

○ 次回

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年1月26日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 運出

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称 2007青春・佐賀総体競技情報配信サイト構築業務委託

(2) 業務の内容 インターネットによる競技情報配信を行うための動画配信

サイト及びデータベース等の構築

(3) 履行期間 契約締結の日から平成19年3月26日まで

2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、(1)又は(2)に掲げる要件をすべて満たす単一企業・法人又は複数企業・法人による共同企業体とする。

(1) 単一企業・法人の場合の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て

イ 共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。

ウ 2者の場合は、すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。また、3者の場合は、すべての構成員が、25パーセント以上の出

	<p>資比率であること。</p> <p>工 代表者の出資比率が構成員中最大であること。</p> <p>オ すべての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>力 すべての構成員は、(1)アからエまでの要件をすべて満たすこと。</p> <p>キ 代表者は、(1)オの要件を満たすこと。</p> <p>ク 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、単一企業・法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。</p>
(3)	共同企業体の存続期間
ア	県業務の相手方となつた者
	本業務に係る委託契約の履行後3か月を経過する日まで
イ	県業務の相手方とならなかつた者
	本業務に係る委託契約の相手方が確定した日まで
3	入札手続等に関する事項
(1)	担当課
	郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
	佐賀県統括本部情報・業務改革課ネットワーク担当(新行政棟5階)
	電話 0952-25-7390
	FAX 0952-25-7299
	E-mail : jouhou-gyounmu@pref.sagalg.jp
(2)	入札説明書の交付期間及び場所
	ア 交付期間 平成19年1月26日(金曜日)から2月1日(木曜日)まで (土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで
イ	交付場所 上記3(1)に同じ。
(3)	入札参加資格確認申請書の受付期間、場所及び提出方法
	ア 受付期間 平成19年1月26日(金曜日)から2月2日(金曜日)まで (土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで
イ	受付場所 上記3(1)に同じ。
(4)	提出方法 持参又は郵送によること。
	ア 競争入札参加資格の確認
	イ 入札参加希望者に求められる義務
	(ア) 入札参加希望者は、2の(1)又は(2)を確認できる書類(以下「書類」という。)及び入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を、(1)の担当課に平成19年2月2日(金曜日)までに提出しなければならない。
	(イ) 入札参加希望者は、提出した書類及び申請書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
	イ 入札参加資格の確認
	(ア) 提出された書類を確認のうえ、入札参加資格を有する者に限り、入札の参加者(以下「入札者」という。)とする。
	(イ) 競争入札参加資格の確認結果は、平成19年2月6日(火曜日)までに通知する。
	(ウ) 通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を平成19年2月7日(月曜日)までに2の担当課に書面で請求することができる。
(5)	入札者の資格喪失
	入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなつたとき又は入札参加資格確認申請書類に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加することができない。
(6)	入札の日時及び場所
	ア 日時 平成19年2月14日(水曜日)14時
	イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁 新行政棟11階 111号南会議室
	ウ 入札方法 持参によること。
(7)	入札に関する事項

入札においては、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第1項の規定に基づき、入札時までに、見積った契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。

なお、現金の納付に代え、国債、地方債など、佐賀県財務規則第104条第1項に掲げる担保を供することができる。

また、当該競争入札について保険会社との間に收支等命令者を被保険者とする入札保証保険契約（見積った契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証券を提出する者については、入札保証金の納付を免除する。

イ 契約保証金

落札者は、佐賀県財務規則第115条第1項の規定に基づき、契約締結の際に、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。

なお、現金の納付に代え、国債、地方債など、佐賀県財務規則第116条第1項により準用する同規則第104条第1項に掲げる担保を供することができる。

また、当該競争入札について保険会社との間に收支等命令者を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証券を提出する者については、契約保証金の納付を免除する。

(9) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提

出した者

オ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者

カ 一人で2以上の入札をした者

キ 代理人でその資格のないもの

ク 法令又は入札に関する条件に違反した者

(10) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、差し替え又は撤回をすることができない。

(11) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。なお、この場合の損害は、入札者の負担となる。

ア 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(12) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに

当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札のうち出席していない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせる

ものとする。

ウ 落札者となるべき者の当該入札価格では契約が履行されない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、著しく不適当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札しないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

4 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 談合情報があった場合は、談合の有無に関わらず、そのすべてを公表することがある。

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課
一か年二八、八〇〇円(送料共)

平成十九年一月二十六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷